

答 申

1 審査会の結論

佐賀県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 6 月 30 日付けで行った公文書不存在決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号）第 5 条の規定により、佐賀西高等学校、佐賀北高等学校及び佐賀農業学校に関し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等の規定に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに職員及び生徒を対象に実施した健康診断について、感染症法第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づいて、管轄する保健福祉事務所に令和 3 年 7 月 10 日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料について、実施機関に対して令和 4 年 6 月 18 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」）を行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により、令和 4 年 6 月 30 日付けで本件開示請求の対象となった県立学校ごとに公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 佐賀西高等学校

佐賀県教育委員会保健体育課及び佐賀県健康福祉部健康増進課からの報告依頼があり、当該依頼後の令和 3 年 10 月 29 日付けで管轄の保健福祉事務所に生徒及び教職員の分の結核に係る定期の健康診断実施報告書（以下「報告書」という。）を提出したため。

イ 佐賀北高等学校

検診日に未受検者がおり、令和 3 年 11 月 22 日付けで管轄の保健福祉事務所に生徒及び教職員の分の報告書を提出したため。

ウ 佐賀農業高等学校

教職員の人間ドック等の健康診断が 10 月までとなっており、令和 3 年 10 月 27 日付けで管轄の保健福祉事務所に生徒及び教職員の分の報告書を提出したため。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 9 月 3 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

- (1) 結核とは、感染症法第 6 条第 3 項第 2 号に掲げられた二類感染症である。感染症法第 53 条の 2 第 1 項において、労働安全衛生法第 2 条第 3 号に規定する事業者（以下「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が 1 年未満のものを除く。以下同じ。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童等であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならないと規定されており、本件開示請求に係る 3 つの高等学校は、感染症法第 53 条の 2 第 1 項に規定する学校であり、各学校長は、教職員及び対象の生徒に対して、感染症法の規定に基づく結核に係る定期の健康診断を実施する措置義務がある。
- (2) 学校における結核に係る定期健康診断については、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号。以下「感染症法施行令」という。）第 12 条第 1 項において対象者等が具体的に規定されており、3 つの高等学校の各学校長は、教職員及び高等学校に入学した 1 年生の生徒に対して、感染症法の規定に基づく結核に係る定期の健康診断を実施しなければならない。
- (3) 感染症法の規定に基づく結核に係る定期の健康診断（他で受けた健康診断等を含む。）を実施した場合、健康診断の実施者は、受診者の数その他の事項を当該健康診断の実施場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告等しなければならないとされている。本件開示請求に係る公文書は、感染症法第 53 条の 7 第 1 項の規定により、3 つの高等学校の学校長が感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に掲げる事項について 1 月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに管轄の保健福祉事務所に提出すべき文書である。
- (4) 高等学校の 1 年生の生徒を対象に実施される結核診断（感染症法施行規則第 27 条第 1 項に規定する喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査などの方法により行われるもの）については、通常、各年の 4 月 1 日から 6 月 30 日までに実施されているものと予想している。よって、感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に掲げる事項を取りまとめた報告書は、法定の提出期限である令和 3 年 7 月 10 日までには、管轄の保健福祉事務所に提出されているはずである。

以上のことから、本件処分及び提示された不存在の理由は、感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的ではない。よって、本件処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、概ね次のとおり主張している。

- (1) 令和3年度における3つの高等学校における結核に係る定期の健康診断については、上記2(2)のアからウまでに掲げる理由及び時期のとおり、管轄の保健福祉事務所に各学校の生徒及び教職員の分の報告書を提出している。
- (2) 各学校では、本件開示請求に係る対象期間中において、対象となる公文書を作成・取得していなかったため、公文書不存在決定を行ったものである。

以上のことから、公文書不存在決定は妥当である。

なお、実施機関では、今後、感染症法第53条の7第1項の規定に基づく結核の定期健康診断の報告については、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに関係保健福祉事務所に報告するよう依頼すると補足している。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 学校における健康診断について

ア 労働安全衛生法、学校保健安全法等に基づく定期健康診断

学校における健康診断については、労働安全衛生法、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき行われているものである。

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、また、学校保健安全法は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るとともに、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とするものとされている。これらのことから、学校における健康診断は、教職員の健康の保持増進及び児童生徒等の保健管理の中核に位置するとともに、教育活動として実施されているという一面も有している。

なお、学校における児童生徒等の定期健康診断については、学校保健安全法第13条第1項及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第5条第1項の規定により、毎年6月30日までに行い、教職員の定期健康診断については、同法第15条及び同規則第12条において読み替えて準用する同規則第5条の規定により、毎年学校の設置者が定める適切な時期に行うものとされている。

イ 結核

「結核」は、一般的に空気感染し、肺の内部で増えて、咳、痰、呼吸困難等の症状を呈することが多いが、肺以外の腎臓、骨、脳など全身に影響を及ぼすことがあるものであり、感染症法上の二類感染症に位置付けられている。

佐賀県が策定した感染症法に基づく「佐賀県感染症予防計画」及び当該計画の下位の個別計画である「佐賀県結核予防推進プラン」においては、佐賀県内における結核患者数は、全国的な傾向と同様に減少しているものの、集団感染事例が発生するなど、今後も結核対策の推進が重要であるとされている。

また、結核を取り巻く状況の変化により、定期の結核健康診断によって結核患者が発見される割合は大幅に低下しているものの、罹患率の高い高齢者、結核発症の危険性が高いとされる特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等に限定して、当該健康診断の効率的な実施に努めるなどとされている。

これらのことから、学校における健康診断での結核に係る問診・検査の実施は、結核の予防対策として大きな意義があるものである。

ウ 感染症法に基づく結核定期健康診断

結核に係る定期健康診断は、感染症法に基づき、感染症の発生の予防とそのまん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として行われるものであり、高等学校等の学校の長は、同法第 53 条の 2 及び感染症法施行令第 12 条の規定により、当該高等学校の生徒に対しては入学した年度に 1 回、教職員に対しては毎年度実施することが義務付けられている。

また、結核にかかる定期健康診断を実施した学校長は、感染症法第 53 条の 7 及び感染症法施行規則第 27 条の 5 の規定により、当該健康診断の実施場所を管轄する保健所長を経由して、その実施状況について一月ごとに取りまとめた報告書を、翌月の 10 日までに知事に報告しなければならないとされている。

したがって、本件開示請求の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、感染症法等の規定により実施機関によって作成・保有されるべき報告書である。

(2) 本件対象公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、本件対象公文書を保有していないと説明しているので、その合理性について検討した。

ア 学校における結核定期健康診断等

- ・ 3つの高等学校では、教職員及び当該学校の1年生に対して、感染症法に基づく結核に係る定期健康診断を行っていた。
- ・ 3つの高等学校では、佐賀県教育委員会保健体育課及び佐賀県健康福祉部健康増進課からの依頼により、結核に係る定期健康診断の対象者、実施回数、月報報告等、感染症法等の内容を知りうる状況にあった。
- ・ 3つの高等学校では、それぞれ主張理由は異なるが、教職員及び児童生徒等に対する結核に係る定期診断の実施状況について、感染症法等に基づく報

告（1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに報告）を行っていなかった。

イ 不存在の合理性

本来であれば、本件対象公文書である感染症法等に基づき作成された報告書は存在すると考えることが合理的ではある。しかし、認定した上記アの事実の不自然な点や矛盾はなく、また、仮に実施機関が本件対象公文書を作成していたとして、これを秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、本件対象公文書を作成していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年3月6日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年7月26日 (令和5年度第1回審査会)	・ 審 議
令和5年8月22日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長